

交通安全協会だより（令和4年3月号）

～ 安全に道路を横断するために ～

令和3年中の徳島県における歩行者の交通事故は187件で、このうち横断中が90件(48.1%)と半数近くを占めており、**歩行者の死者13人中10人が横断中**でした。道路横断中の交通事故を防止するため、安全に道路を横断するための行動について、歩行者の皆さんも、次の4つのポイントを意識して安全に道路を横断するようお願いいたします。

① 横断意思を明確に

ドライバーに対して横断する意思を明確に伝える。
横断歩道は歩行者が優先ですが、「ながらスマホ」をしていたりするとドライバーは停まって歩行者に譲るかどうか迷ってしまいます。
横断歩道を渡る時は、**手を上げる、手を差し出す、ドライバーに顔を向ける**など横断する意思を明確に伝えましょう。

② いつでも「安全確認」

どんなに急いでいても安全確認をしないで道路を横断するのは非常に危険です。
横断を始める際は、**常にしっかりと左右の安全確認**をしてから横断を始める。

③ 他車両の動向注意

道路を渡る間には遠くに見えていた車も、いつの間にか近づいてくることがあります。
また、車が停まってもバイクや自転車がすり抜けて事故となる場合があり、**道路を渡り終えるまで注意**しましょう。
横断中も車の接近や、停止車両の陰から出てくる車両に注意しましょう。

④ にっこり会釈で「ありがとう」

歩行者もドライバーも気持ちよく、お互いに思いやりを持って、**停まった車のドライバーに感謝の気持ち**を示しましょう。

安全運転管理者の業務の拡充 酒気帯びの確認等の義務化

令和3年11月、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。安全運転管理者選任事業所の皆さんは、内容をよく確認して令和4年4月1日施行に向けご準備をお願いします。

令和4年4月1日から施行

- ① 酒気帯びの有無の確認
運転前後の運転者に対し、目視等（顔色、呼気の臭い、声の様子など）により、酒気帯びの有無を確認する。
- ② 記録の保存
確認内容を記録し、1年間保存する。

令和4年10月1日から施行

- ④ アルコール検知器の使用義務
アルコール検知器は、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるもの。
- ⑤ アルコール検知器を常時有効に保持
アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持する。
(定期的に故障の有無を確認)